

大磯町世代交流センターさざんか荘条例の一部を改正する条例

大磯町世代交流センターさざんか荘条例（平成16年大磯町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「は、町内」を「町内」に改め、「とする。」を削り、同条第2項中「前項」を「前項各号」に改め、同条第3項中「その他」を「前2項の規定にかかわらず、」に、「の使用者」を「に規定する使用者」に改める。

第6条第1項ただし書中「高齢者団体が」の次に「さざんか荘（浴室を除く。）を」を加え、「無料」を「、無料」に改め、同条第3項中「使用承認」を「前条に規定する使用の承認」に改める。

第9条中「必要」の次に「な」を加え、「施設」を「、施設」に改める。
別表を次のように改める。

区分		使用料			
老人福祉センター	大集会室	町内	1時間につき	500円	
		町外	1時間につき	1,000円	
	第1 娯楽室	町内	1時間につき	200円	
		町外	1時間につき	400円	
	第2 娯楽室	町内	1時間につき	200円	
		町外	1時間につき	400円	
	会議室	町内	1時間につき	200円	
		町外	1時間につき	400円	
	浴室	大人	町内	1人1回につき	200円
			町外	1人1回につき	300円
子ども又は障がい者		1人1回につき	100円		
岩田孝八記念室内競技場		町内	1時間につき	800円	
		町外	1時間につき	1,600円	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大磯町長 中 崎 久 雄